



2022年11月25日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 天野 治夫
(TEL. 03-6415-3660)

第26期定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、2022年12月23日に開催予定の第26期定時株主総会において、下記のとおり、議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第26期定時株主総会付議議案
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 監査役報酬額（金銭及び譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給額）改定の件

2. 議案の概要

第1号議案 定款一部変更の件

本議案の内容につきましては、本日開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役7名（社外取締役3名を含む）全員につきまして、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第3号議案「監査役3名選任の件」における監査役候補者である現任社外取締役 後藤文明氏を除く、現任取締役6名の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	選任種別	現役職
小椋 一宏	再任	代表取締役社長
宮本 和明	再任	代表取締役副社長
永留 義己	再任	取締役副社長
天野 治夫	再任	取締役副社長
高岡 美緒	再任	社外取締役
加藤 道子	再任	社外取締役

(注)1.高岡美緒氏及び加藤道子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。

2.加藤道子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、

両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役 田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏の3名全員につきまして、本株主総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 田村公一氏は本株主総会終結の時をもって退任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	選任種別	現役職
後藤 文明	新任	社外取締役
早川 明伸	再任	社外監査役
小内 邦敬	再任	社外監査役

(注)1.早川明伸氏及び小内邦敬氏は、会社法第2条第16号に定める社外取締役の候補者です。

2.早川明伸氏及び小内邦敬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 監査役報酬額（金銭及び譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給額）改定の件

当社の監査役の報酬額は、金銭については2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において年額3,000万円以内と、これとは別に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額については2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において年額300万円以内と、それぞれご承認いただき、現在に至っております（2021年12月23日開催の第25期定時株主総会における譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額に係る決議を、以下「当初決議」といいます。）。監査役の金銭報酬の枠を定めて以降、経済情勢が大きく変動したことや、経営環境の変化に伴い、監査役の責務や期待される役割が増大していること等諸般の事情を勘案し、当社の監査役の報酬額を、金銭については年額5,000万円以内とし、また、当社の監査役に健全かつ持続的な企業価値向上に向けて適正な職務執行を図るインセンティブを更に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬とは別に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額については年額500万円以内と改定させていただきたく（譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額についての改定の詳細は、下記の改定内容もご参照ください。）、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

記

（改定内容）

当初決議において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額300万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年1,000株以内とし（ただし、当社の発行済株式総数が、当初決議の日以降の日を効力発生日と

する株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。）（注）、また、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定する旨をご承認いただいております。

今般、監査役に支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は年額500万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内とすることに改定させていただきたく存じます。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

（注）2022年1月1日付で効力が発生した当社普通株式1株につき2株の割合による株式分割によって、監査役に支給する譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整後における総数は、年2,000株以内となっております。

以上